

市営建設工事及び建設関連業務に係る電子入札実施要領（令和３年３月８日財務部長決裁）の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後
(趣旨) 第1 この要領は、別に定めるもののほか、花巻市が発注する市営建設工事及び建設関連業務に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札に関する手続を電子入札システムにより<u>行う場合において</u>、必要な事項を<u>定める</u>。 (用語の定義) 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 電子入札システム 契約当事者の使用に係る電子計算機と<u>入札</u> <u>しようとする者</u> <u>の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し、入札案件の登録から参加申請、入札、落札者の決定までの事務を行うための電子情報処理組織をいう。</u> (2) 電子入札 電子入札システムを使用する方法により執行する入札をいう。 (新設) (3) 紙入札 紙媒体により執行する入札をいう。 (4) I Cカード 一般財団法人日本建設情報総合センターから提供される電子入札コアシステムに対応した特定認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいう。 (5) 契約担当課長 財務部契約管財課長、<u>教育部教育企画課長をいう。</u> (6) 工事費内訳書 入札に当たり、入札金額の積算内訳(数量、単価及び金額)を明らかにした積算資料から、主要項目を抜粋したもの(以下「内訳書」という。)をいう。 (7) 電子くじ 入札参加者が入力した任意の数値(くじ番号)を用いた演算式により、電子計算機で落札者等を決定するシステムをいう。 第3～第5 (略) (質問及び回答) 第6 設計図書に関する質問は、公告等に定める期間内において、<u>原則</u> <u>として</u>、電子入札システムを通じて行うものとし、回答については、入札情報公開システムに掲載するものとする。 (入札参加の申込み) 第7 第3第1号の入札方式に係る入札参加申請は、原則として電子	(趣旨) 第1 この要領は、別に定めるもののほか、花巻市が発注する市営建設工事及び建設関連業務に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札に関する手続を電子入札システムにより<u>行うことに関し</u>、必要な事項を<u>定めるものとする</u>。 (用語の定義) 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 電子入札システム 契約当事者の使用に係る電子計算機と<u>入札に参加</u> <u>しようとする者(以下「入札参加者」という。)</u> <u>の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し、入札案件の登録から参加申請、入札、落札者の決定までの事務を行うための電子情報処理組織をいう。</u> (2) 電子入札 電子入札システムを使用する方法により執行する入札をいう。 (3) <u>入札情報公開システム 発注情報、入札及び契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。</u> (4) 紙入札 紙媒体により執行する入札をいう。 (5) I Cカード 一般財団法人日本建設情報総合センターから提供される電子入札コアシステムに対応した特定認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいう。 (6) 契約担当課長 財務部契約管財課長<u>及び</u>教育部教育企画課長をいう。 (7) 工事費内訳書 入札に当たり、入札金額の積算内訳(数量、単価及び金額)を明らかにした積算資料から、主要項目を抜粋したもの(以下「内訳書」という。)をいう。 (8) 電子くじ 入札参加者が入力した任意の数値(くじ番号)を用いた演算式により、電子計算機で落札者等を決定するシステムをいう。 第3～第5 (略) (質問及び回答) 第6 設計図書に関する質問は、公告等に定める期間内において、<u>原則として</u>、電子入札システムを通じて行うものとし、回答については、入札情報公開システムに掲載するものとする。 (入札参加の申込み) 第7 第3第1号の入札方式に係る入札参加申請は、原則として電子

入札システムにより受け付けるものとする。ただし、提出する添付資料の容量が圧縮後において 3MB を超える場合には、添付資料を持参又は郵送により提出することができるものとする。

(入札書)

第8 契約担当課長は、電子入札による場合には、入札参加者に入札金額 その他所定の情報を電子入札システムに入力することより作成した入札書を提出させるものとする。

2 入札書は、入札金額その他所定の情報が契約当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに到達したものとみなす。

3 前項の規定は、電子入札システムによる申請、届出等の提出について準用する。

第9 (略)

(紙入札)

第10 電子入札においては、原則として紙入札は認めないものとする。

ただし、入札参加者から紙入札参加承諾願が提出され、契約担当課長があらかじめ承諾した場合には、この限りでない。

2. _____紙入札での参加を認める_____基準

その他の手続は、別に定める。

(開札)

第11 契約担当課長は、当該入札において、紙入札を承諾した入札参加者がある場合には、開札時に当該入札書記載の入札金額を電子入札システムに登録し、開札手続を行うものとする。

2 契約担当課長は、内訳書の提出を求めた場合には、開札に先立ち内訳書の確認を行うものとする。

3 契約担当課長は、止むを得ない事情があり電子入札による入札手続の続行が困難と認められる場合には、開札を延期又は中止することができる。

第12 (略)

(落札者等の決定)

第13 契約担当課長は、開札の結果、落札者及び落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるとき等 _____ これによることができない場合は、別途通知する。

2 落札者及び落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者及び落札候補者を決定する。

3 前項に基づく電子くじの手續が困難な場合には、別に契約担当課

入札システムにより受け付けるものとする。ただし、提出する添付資料の容量が圧縮後において 3 MB を超える場合には、添付資料を持参又は郵送により提出することができる。

(入札書)

第8 契約担当課長は、電子入札による場合には、入札参加者に、入札金額その他所定の情報を電子入札システムに入力することより作成した入札書を提出させるものとする。

2 入札書は、入札金額その他所定の情報が契約当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに到達したものとみなす。

3 前項の規定は、電子入札システムによる申請、届出等の提出について準用する。

第9 (略)

(紙入札)

第10 電子入札においては、原則として紙入札は認めないものとする。

ただし、入札参加者から紙入札参加承諾願が提出され、契約担当課長があらかじめ承諾した場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、紙入札での参加を認める場合の基準
その他の手続は、別に定める。

(開札)

第11 契約担当課長は、当該入札において、紙入札を承諾した入札参加者がある場合には、開札時に当該入札書記載の入札金額を電子入札システムに登録し、開札手続を行うものとする。

2 契約担当課長は、内訳書の提出を求めた場合には、開札に先立ち内訳書の確認を行うものとする。

3 契約担当課長は、やむを得ない事情があり電子入札による入札手続の続行が困難と認められる場合には、開札を延期又は中止することができる。

第12 (略)

(落札者等の決定)

第13 契約担当課長は、開札の結果、落札者及び落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるときのほか、これによることができない場合は、別途通知する。

2 落札者及び落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者及び落札候補者を決定する。

3 前項に基づく電子くじの手續が困難な場合には、別に契約担当課

長が指定する場所及び日時において行うくじ引により決定する。

(落札決定の保留)

第14 事後審査において落札候補者の資格審査をするとき等必要がある場合は、落札決定を保留するものとする。この場合において、契約担当課長は、落札決定の保留について、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるとき等これによることができない場合は、別途通知する。

2 落札決定を保留したのちに落札者を決定したときは、第13第1項の規定によるものとする。

(入札の無効)

第15 電子入札による場合には、花巻市電子入札心得等の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 開札日まで有効なＩＣカードを有しない者のした入札
- (2) 契約担当課長の承諾を得ないで紙入札をした場合
- (3) 同一案件において電子入札と紙入札とを二重にした場合
- (4) 入札参加者又は第三者が不正な手段により改ざんした入札書が提出された場合
- (5) その他電子入札に関する条件に違反して入札した場合

(障害時の対応)

第16 契約担当課長は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札を行うことが困難と判明した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査のうえ、入札締切日時_____及び開札日時の変更又は紙入札への変更等、必要な処置を講ずるものとする。

(入札参加者の I C カードの取扱い)

第17 電子入札システムを利用することができるＩＣカードは、花巻市営建設工事競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年花巻市告示第9号）又は花巻市営建設関連業務委託指名競争入札参加資格者要綱（平成21年花巻市告示第215号。以下「要綱等」という。）による入札参加資格者（以下「資格者」という。）又は資格者から入札及び契約権限について委任状により委任を受けた者（以下「受任者」という。）のＩＣカードに限るものとする。ただし、資格者又は受任者のＩＣカードが、代表者の変更、有効期限の満了等の理由で失効することが開札までの間に確実な場合には、市営建設工事及び建設関連業務に係る電子入札運用基準8の定めによるものとする。

長が指定する場所及び日時において行うくじ引により決定する。

(落札決定の保留)

第14 事後審査において落札候補者の資格審査をするとき等必要がある場合は、落札決定を保留するものとする。この場合において、契約担当課長は、落札決定の保留について、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者があるとき等これによることができない場合は、別途通知する。

2 落札決定を保留した後に落札者を決定したときは、第13第1項の規定によるものとする。

(入札の無効)

第15 電子入札による場合には、花巻市電子入札心得等の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 開札日まで有効な I Cカードを有しない者のした入札
- (2) 契約担当課長の承諾を得ないで紙入札をした場合
- (3) 同一案件において電子入札と紙入札のいずれにも入札した場合
- (4) 入札参加者又は第三者が不正な手段により改ざんした入札書が提出された場合
- (5) その他電子入札に関する条件に違反して入札した場合

(障害時の対応)

第16 契約担当課長は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札を行うことが困難と判明した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査のうえ、入札締切日時（入札書提出締切日時を含む。）及び開札日時の変更又は紙入札への変更等、必要な処置を講ずるものとする。

(入札参加者の I C カードの取扱い)

第17 電子入札システムを利用することができるＩＣカードは、花巻市営建設工事競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年花巻市告示第9号）又は花巻市営建設関連業務委託指名競争入札参加資格者要綱（平成21年花巻市告示第215号。以下「要綱等」という。）による入札参加資格者（以下「資格者」という。）又は資格者から入札及び契約権限について委任状により委任を受けた者（以下「受任者」という。）のＩＣカードに限るものとする。ただし、資格者又は受任者のＩＣカードが、代表者の変更、有効期限の満了等の理由で失効することが開札までの間に確実な場合の取扱いは、市営建設工事及び建設関連業務に係る電子入札運用基準7の定めるところによる。

2 電子入札において、復代理人による入札は、認めないものとする。

3 第1項の委任期間は、要綱等に基づく名簿の有効期間を限度とする。ただし、委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合は、
、書面による変更の届出を行わなければならない
い。

4 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）における入札可能なICカードは、特定JVの代表者又は当該代表者から第1項の規定に基づき委任された者のICカードとする。また、特定JVの応札に当たっては、特定JVの構成員から代表者に対する入札及び見積に関する権限についての個別の案件ごとに委任状の提出を求めるものとする。ただし、第1項の規定に基づく受任者が特定JVを結成している場合には、特定JVの構成員から代表者である受任者に対する入札及び見積に関する権限についての委任状であっても、これを認めるものとする。

5 入札参加者がICカードを次の方法により不正使用したことが判明した場合には、当該入札への参加を認めないこととする。
当該入札者の落札後に不正使用したことが判明した場合には、落札決定を取り消しのうえ、契約締結前にあつては契約を締結しないこととし、契約締結後にあつては契約を解除するものとする。なお、この 場
合は、指名停止等の措置を行うことがある。

(1)～(4) (略)

(その他)

第18 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

2 電子入札において、復代理人による入札は、認めないものとする。

3 第1項の委任期間は、要綱等に基づく名簿の有効期間を限度とする。また、委任期間内に資格者又は受任者に変更があった場合は、資格者又は受任者は、書面による変更の届出を行わなければならない。

4 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）における入札可能なICカードは、特定JVの代表者又は当該代表者から第1項の規定に基づき委任された者のICカードとする。また、特定JVの応札に当たっては、特定JVの構成員から代表者に対する入札及び見積に関する権限についての個別の案件ごとに委任状の提出を求めるものとする。ただし、第1項の規定に基づく受任者が特定JVを結成している場合には、特定JVの構成員から代表者である受任者に対する入札及び見積に関する権限についての委任状であっても、これを認めるものとする。

5 入札参加者がICカードを次の方法により不正使用したことが判明した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。この場合において、当該入札者の落札後に不正使用したことが判明したときは、落札決定を取り消しのうえ、契約締結前にあつては契約を締結しないこととし、契約締結後にあつては契約を解除するものとする。なお、ICカードの不正使用が次のいずれかに該当する場
合は、指名停止等の措置を行うことがある。

(1)～(4) (略)

(その他)

第18 この要領に定めのない事項については、財務部長が別に定める。